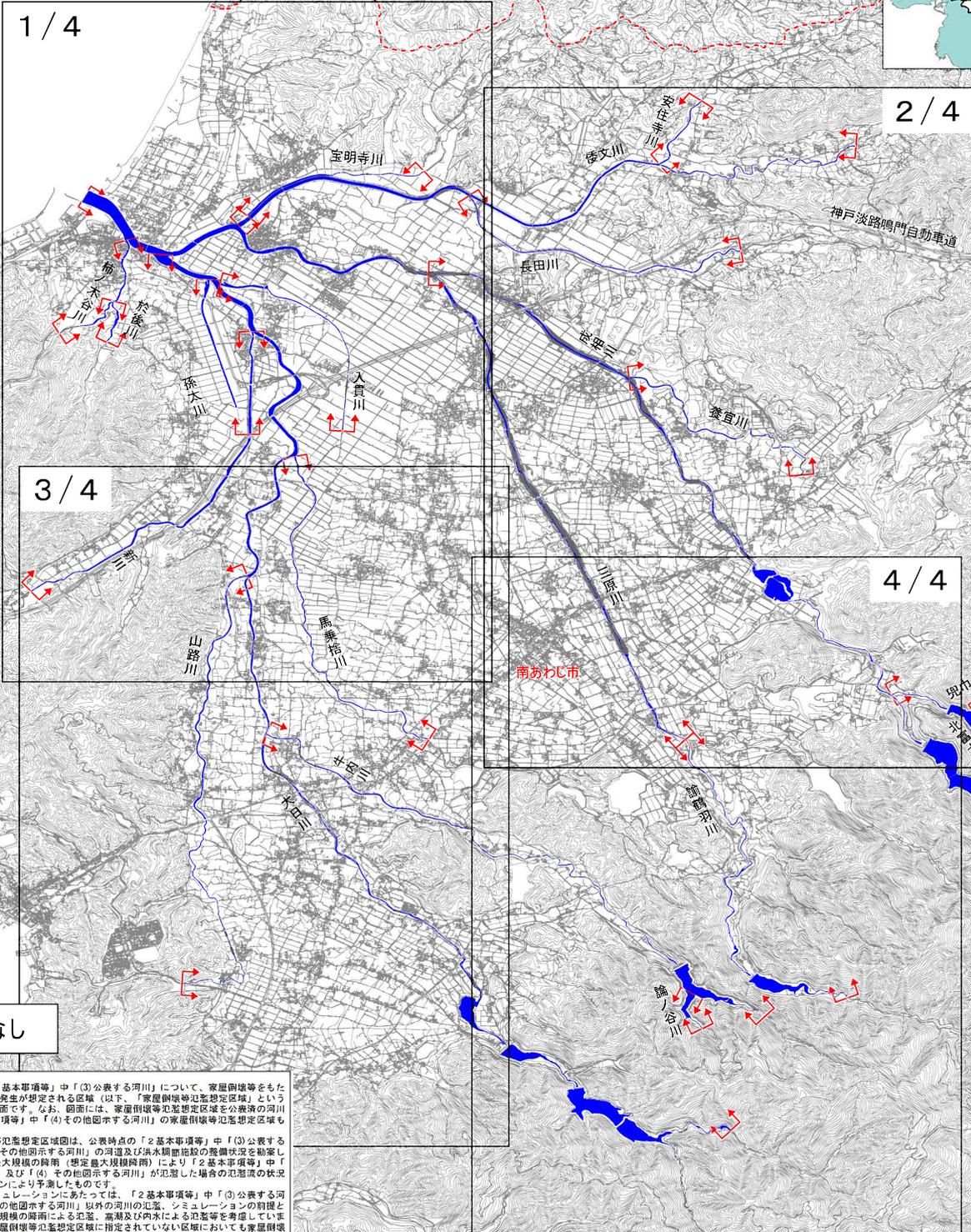


三原川水系 洪水浸水想定区域図  
(家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流))



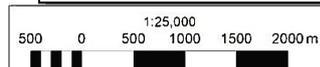
該当なし

1 説明文  
 (1) この図は、「2基本事項等」中「(3)公表する河川」について、家屋倒壊等をた  
 らすような氾濫の発生が想定される区域(以下、「家屋倒壊等氾濫想定区域」とい  
 う。)を告示した図面です。なお、図面には、家屋倒壊等氾濫想定区域を公表済の河川  
 である「2基本事項等」中「(4)その他図示する河川」の家屋倒壊等氾濫想定区域も  
 表示しています。  
 (2) この家屋倒壊等氾濫想定区域図は、公表時点の「2基本事項等」中「(3)公表する  
 河川」及び「(4)その他図示する河川」の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案し  
 て、想定し得る最大規模の降雨(想定最大規模降雨)により「2基本事項等」中「  
 (3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」が氾濫した場合の氾濫流の状況  
 をシミュレーションにより予測したものです。  
 (3) なお、このシミュレーションにあたっては、「2基本事項等」中「(3)公表する河  
 川」及び「(4)その他図示する河川」以外の河川の氾濫、シミュレーションの前提と  
 なる降雨を超える規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮してい  
 ませんので、この家屋倒壊等氾濫想定区域に指定されていない区域においても家屋倒壊  
 ・流出等が発生する場合があります。  
 (4) また、家屋倒壊等氾濫想定区域は、一定の仮定を与えて算定しており、(3)の条件  
 に加え、田畑等する家屋に直接基礎の埋蔵的な木造家屋を想定していること、堤防の  
 宅地側には家屋がない更地の状態で氾濫計算をしていること等の理由から、この区域  
 の境界は厳密ではなく、あくまで目安であることに留意してください。

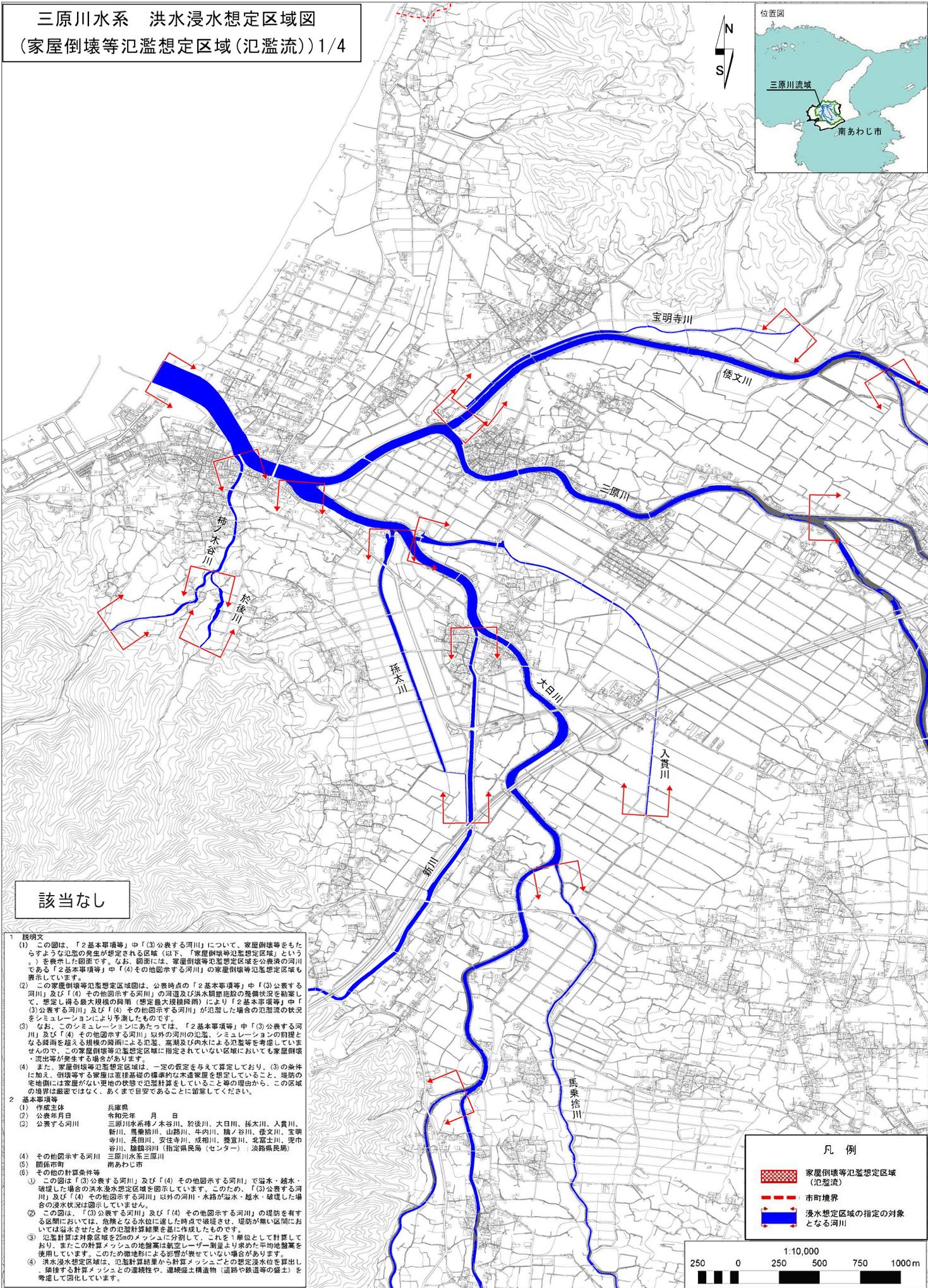
2 基本事項等  
 (1) 作成主体 兵庫県  
 (2) 公表年月日 令和元年 月 日  
 (3) 公表する河川 三原川水系榑ノ木谷川、於後川、大日川、孫太川、入貴川、  
 新川、馬乗橋川、山路川、牛内川、論ノ谷川、彦文川、宝明  
 寺川、長田川、安住寺川、成相川、養直川、淡路土川、兎ヶ  
 谷川、鶴籠羽川(指定県民局(センター): 淡路県民局)  
 三原川水系三原川  
 (4) その他図示する河川  
 (5) 関係市町 南あわじ市  
 (6) その他の計算条件等  
 ① この図は「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」で溢水・越水・  
 破壊した場合の洪水浸水想定区域を告示しています。このため、「(3)公表する河  
 川」及び「(4)その他図示する河川」以外の河川・水路が溢水・越水・破壊した場  
 合の浸水状況は告示していません。  
 ② この図は、「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」の堤防を有す  
 る区間においては、危険となる水位に達した時点で破堤させ、堤防が無い区間にお  
 いては溢水させたときの氾濫計算結果を基に作成したものです。  
 ③ 氾濫計算は対象区域を500mメッシュに分割して、これを1単位として計算し  
 ています。またこの計算メッシュの地盤高は航空レーザー測量より求めた平均地盤高  
 を使用しています。このため微地形による影響が表れていない場合があります。  
 ④ 洪水浸水想定区域は、氾濫計算結果から計算メッシュごとの想定浸水位置を算出し  
 隣接する計算メッシュとの連続性や、連続盛土構造物(道路や鉄道等の盛土)を  
 考慮して図化しています。

凡例

- 家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)
- 市町境界
- 浸水想定区域の指定の対象となる河川



三原川水系 洪水浸水想定区域図  
(家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)) 1/4

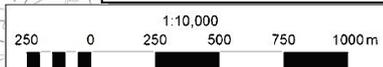


該当なし

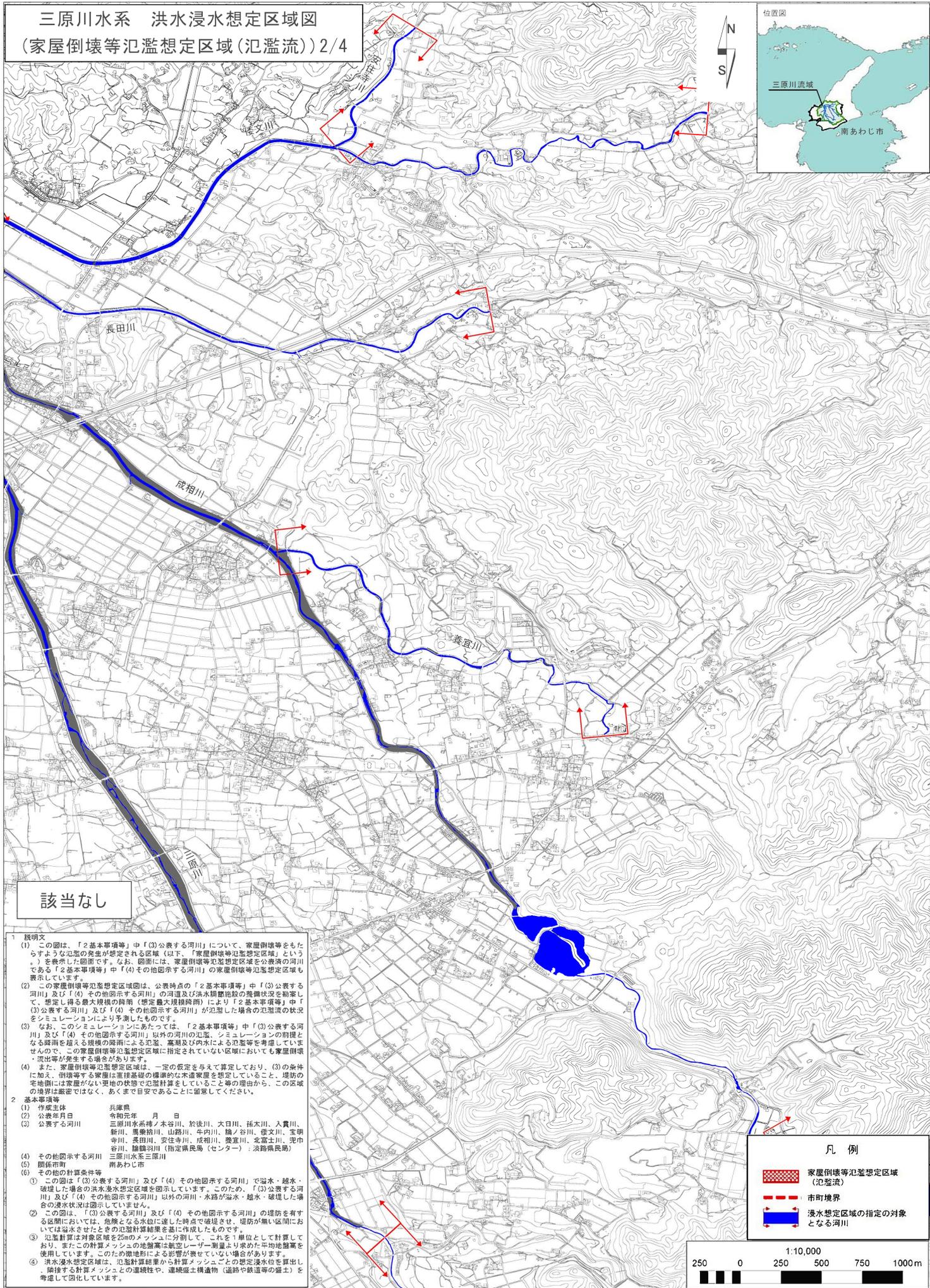
- 1 説明文
- (1) この図は、「2基本事項等」中「(3)公表する河川」について、家屋倒壊等をもたらすような氾濫の発生が想定される区域（以下、「家屋倒壊等氾濫想定区域」という。）を表示した図面です。なお、図面には、家屋倒壊等氾濫想定区域を公表済の河川である「2基本事項等」中「(4)その他図示する河川」の家屋倒壊等氾濫想定区域も表示しています。
  - (2) この家屋倒壊等氾濫想定区域図は、公表時点の「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、想定し得る最大規模の降雨（想定最大規模降雨）により「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」が氾濫した場合の氾濫流の状況をシミュレーションにより予測したものです。
  - (3) なお、このシミュレーションにあたっては、「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」以外の河川の氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この家屋倒壊等氾濫想定区域に指定されていない区域においても家屋倒壊・流出等が発生する場合があります。
  - (4) また、家屋倒壊等氾濫想定区域は、一定の仮定を与えて算定しており、(3)の条件に加え、個々の家屋に基礎基礎の個別的な木造家屋を想定していること、堤防の定地固には家屋がない更地の状態で氾濫計算をしていること等の理由から、この区域の境界は厳密ではなく、あくまで目安であることに留意してください。
- 2 基本事項等
- (1) 作成主体 兵庫県
  - (2) 公表年月日 令和元年 月 日
  - (3) 公表する河川 三原川水系榑ノ木谷川、於後川、大日川、榑木川、入貫川、新川、馬乗捨川、山路川、牛内川、輪ノ谷川、倭文川、宝明寺川、長田川、安住寺川、成相川、養置川、北富士川、兜巾谷川、鶴岡羽川（指定国民局（センター）：淡路県民局）  
三原川水系三原川
  - (4) その他図示する河川 三原川水系三原川
  - (5) 関係市町 南あわじ市
  - (6) その他の計算条件等
    - ① この図は「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」で溢水・越水・破壊した場合の洪水浸水想定区域を図示しています。このため、「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」以外の河川・水路が溢水・越水・破壊した場合の浸水状況は図示していません。
    - ② この図は、「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」の堤防を有する区間においては、危険となる水位に達した時点で破堤させ、堤防が無い区間においては溢水させたときの氾濫計算結果を基に作成したものです。
    - ③ 氾濫計算は対象区域を250mに分割して、これを1m単位として計算しており、またこの計算メッシュの地盤高は航空レーザー測量より求めた平均地盤高を使用しています。このため地形による影響が表せていない場合があります。
    - ④ 洪水浸水想定区域は、氾濫計算結果から計算メッシュごとの想定浸水水位を算出し、隣接する計算メッシュとの連続性や、連続盛土構造物（道路や鉄道等の盛土）を考慮して図化しています。

凡例

- 家屋倒壊等氾濫想定区域 (氾濫流)
- 市町境界
- 浸水想定区域の指定の対象となる河川



三原川水系 洪水浸水想定区域図  
(家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)) 2/4

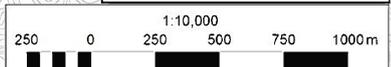


該当なし

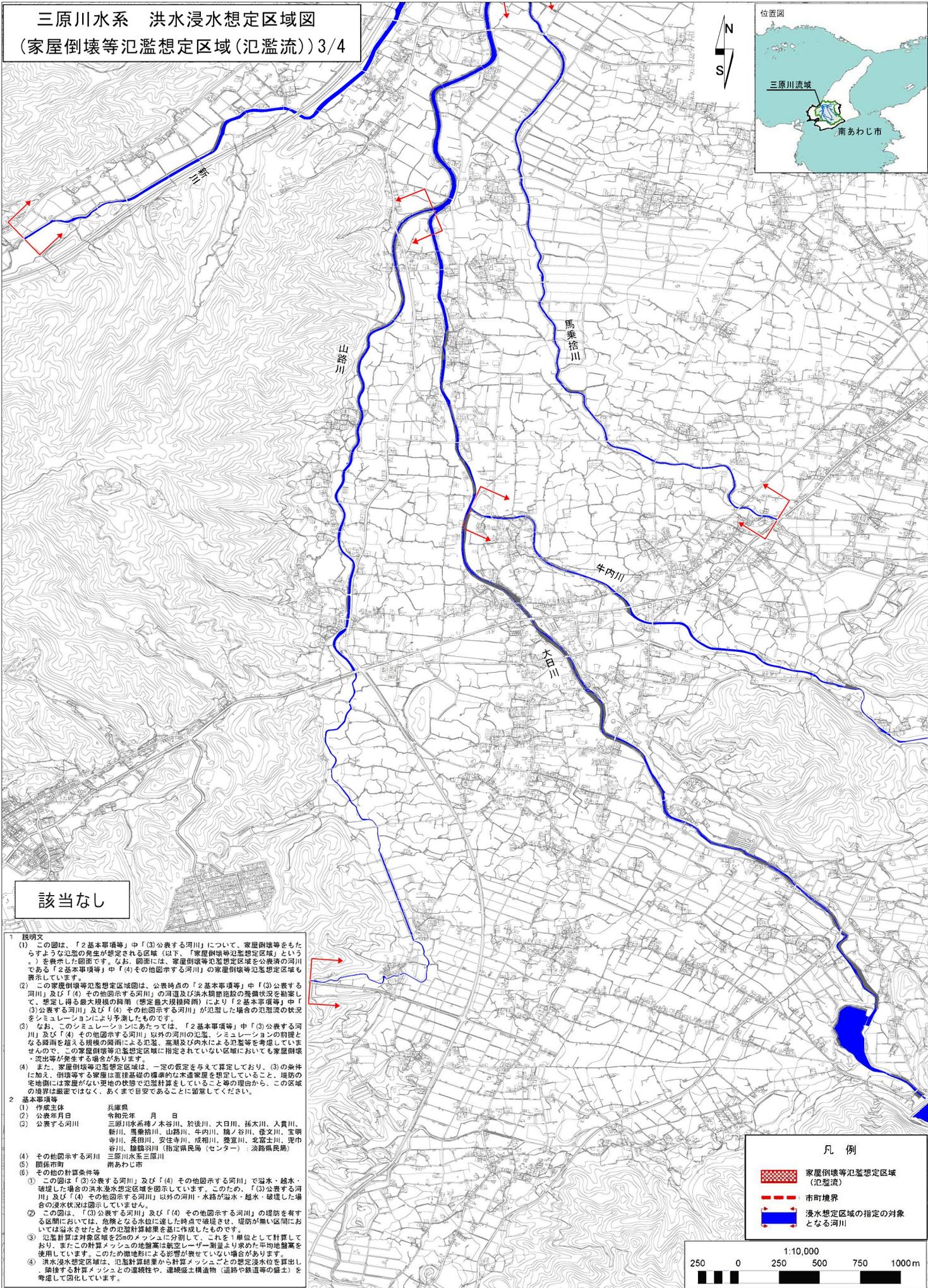
- 1 説明文
- (1) この図は、「2基本事項等」中「(3)公表する河川」について、家屋倒壊等をきたらうような氾濫の発生が想定される区域（以下、「家屋倒壊等氾濫想定区域」という。）を表示した図面です。なお、図面には、家屋倒壊等氾濫想定区域を公表済の河川である「2基本事項等」中「(4)その他図示する河川」の家屋倒壊等氾濫想定区域も表示しています。
  - (2) この家屋倒壊等氾濫想定区域は、公表時点の「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、想定し得る最大規模の降雨（想定最大規模降雨）により「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」が氾濫した場合の氾濫流の状況をシミュレーションにより予測したものです。
  - (3) なお、このシミュレーションにあたっては、「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」以外の河川の氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この家屋倒壊等氾濫想定区域に指定されていない区域においても家屋倒壊・流出等が発生する場合があります。
  - (4) また、家屋倒壊等氾濫想定区域は、一定の仮定を有して算定しており、(3)の条件に加え、個々の家屋に直接基礎の構造的な木造家屋を想定していること、埋地の宅地面には家屋がない更地の状態で氾濫計算をしていること等の理由から、この区域の境界は厳密ではなく、あくまで目安であることに留意してください。
- 2 基本事項等
- (1) 作成主体 兵庫県
  - (2) 公表年月日 令和元年 月 日
  - (3) 公表する河川 三原川水系榑ノ木谷川、於後川、大日川、孫次川、入貴川、新川、奥津川、山路川、牛内川、輪ノ谷川、倭文川、宝明寺川、長田川、安住寺川、成相川、養宣川、北富士川、兜巾谷川、徳鏡川(指定県民局(センター):淡路県民局)
  - (4) その他図示する河川 三原川系三原川
  - (5) 関係市町 南あわじ市
  - (6) その他の計算条件等
    - ① この図は「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」で溢水・越水・破壊した場合の洪水浸水想定区域を図示しています。このため、「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」以外の河川・水路が溢水・越水・破壊した場合の浸水状況は図示していません。
    - ② この図は、「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」の堤防を有する区間においては、危険となる水位に達した時点で破堤させ、堤防が無い区間においては溢水させたときの氾濫計算結果を基に作成したものです。
    - ③ 氾濫計算は対象区域を25mに分割して、これを1単位として計算しており、またこの計算メッシュの地盤高は航空レーザー測量より求めた平均地盤高を使用しています。このため地形による影響が表れていない場合があります。
    - ④ 洪水浸水想定区域は、氾濫計算結果から計算メッシュごとの想定浸水水位を算出し、隣接する計算メッシュとの連続性や、連続盛土工構築物(道路や鉄道等の盛土)を考慮して図化しています。

凡例

- 家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)
- 市町境界
- 浸水想定区域の指定の対象となる河川



三原川水系 洪水浸水想定区域図  
(家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)) 3/4



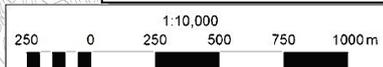
該当なし

1 説明文  
 (1) この図は、「2基本事項等」中「(3)公表する河川」について、家屋倒壊等をもたらすような氾濫の発生が想定される区域（以下、「家屋倒壊等氾濫想定区域」という。）を表示した図面です。なお、図面には、家屋倒壊等氾濫想定区域を公表する河川である「2基本事項等」中「(4)その他図示する河川」の家屋倒壊等氾濫想定区域も表示しています。  
 (2) 家屋倒壊等氾濫想定区域図は、公表時点の「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、想定し得る最大規模の降雨（想定最大規模降雨）により「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」が氾濫した場合の氾濫流の状況をシミュレーションにより予測したものです。  
 (3) なお、このシミュレーションにあたっては、「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」以外の河川の氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この家屋倒壊等氾濫想定区域に指定されていない区域においても家屋倒壊・流出等が発生する場合があります。  
 (4) また、家屋倒壊等氾濫想定区域は、一定の仮定を与えて算定しており、(3)の前提に加え、個々の家屋に直接基礎の構造的な水害対策を想定していること、堤防の宅地側には家屋がない更地の状態で氾濫計算をしていること等の理由から、この区域の境界は厳密ではなく、あくまで目安であることを留意してください。

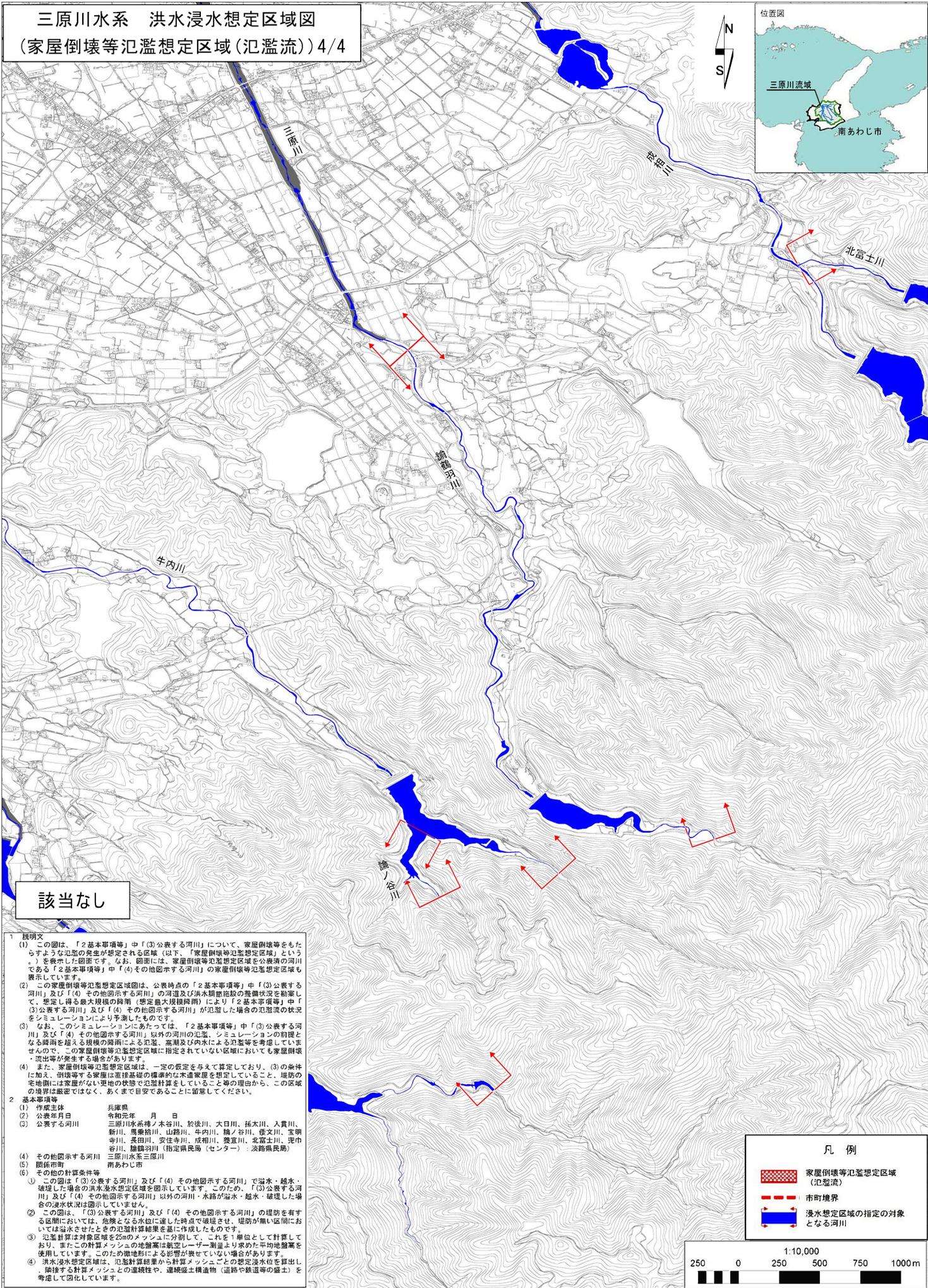
2 基本事項等  
 (1) 作成主体 兵庫県  
 (2) 公表年月日 令和元年 月 日  
 (3) 公表する河川 三原川水系橋ノ木谷川、於後川、大日川、孫太川、入貴川、新川、馬乗捨川、山路川、牛内川、輪ノ谷川、彦文川、宝明寺川、長田川、安住寺川、成相川、養童川、北富士川、兜巾谷川、種鶴羽川（指定県民局（センター）：淡路県民局）  
 (4) その他図示する河川 三原川水系三原川  
 (5) 関係市町 南あわじ市  
 (6) その他の計算条件等  
 ① この図は「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」で溢水・越水・破壊した場合の洪水浸水想定区域を示しています。このため、「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」以外の河川・水路が溢水・越水・破壊した場合の浸水状況は図示していません。  
 ② この図は、「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」の堤防を有する区間においては、危険となる水位に達した時点で破綻させ、堤防が無い区間においては溢水させたときの氾濫計算結果を基に作成したものです。  
 ③ 氾濫計算は対象区域を500mメッシュに分割して、これを1単位として計算しており、またこの計算メッシュの地盤高は航空レーザー測量より求めた平均地盤高を使用しています。このため地形による影響が表せていない場合があります。  
 ④ 洪水浸水想定区域は、氾濫計算結果から計算メッシュごとの想定浸水水位を算出し、隣接する計算メッシュとの連続性や、連続盛土構築物（道路や鉄道等の盛土）を考慮して図化しています。

凡例

- 家屋倒壊等氾濫想定区域 (氾濫流)
- 市町境界
- 浸水想定区域の指定の対象となる河川



三原川水系 洪水浸水想定区域図  
(家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)) 4/4



該当なし

- 1 説明文
- (1) この図は、「2基本事項等」中「(3)公表する河川」について、家屋倒壊等をもたらすような氾濫の発生が想定される区域（以下、「家屋倒壊等氾濫想定区域」という。）を公表した図面です。なお、図面には、家屋倒壊等氾濫想定区域を公表済の河川である「2基本事項等」中「(4)その他図示する河川」の家屋倒壊等氾濫想定区域も表示しています。
  - (2) この家屋倒壊等氾濫想定区域図は、公表時点の「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、想定し得る最大規模の降雨（想定最大規模降雨）により「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」が氾濫した場合の氾濫流の状況をシミュレーションにより予測したものです。
  - (3) なお、このシミュレーションにあたっては、「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」以外の河川の氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この家屋倒壊等氾濫想定区域に指定されていない区域においても家屋倒壊・流出等が発生する場合があります。
  - (4) また、家屋倒壊等氾濫想定区域は、一定の仮定を与えて算定しており、(3)の条件に加え、破壊等する家屋に直接基礎の構造的な木造家屋を想定していること、堤防の宅地側には家屋がない更地の状態で氾濫計算をしていること等の理由から、この区域の境界は厳密ではなく、あくまで目安であることに留意してください。
- 2 基本事項等
- (1) 作成主 兵庫県
  - (2) 公表年月日 令和元年 月 日
  - (3) 公表する河川 三原川水系神ノ木谷川、於津川、大日川、孫太川、入貴川、新川、馬乗谷川、山路川、牛内川、輪ノ谷川、倭文川、宝明寺川、長田川、安住寺川、成相川、養直川、北富士川、兜巾谷川、輪ノ谷川（指定県民局（センター）：淡路県民局）
  - (4) その他図示する河川 三原川水系三原川
  - (5) 関係市町 南あわじ市
  - (6) その他の計算条件等
    - この図は「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」で溢水・越水・破壊した場合の洪水浸水想定区域を明示しています。このため、「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」以外の河川・水路が溢水・越水・破壊した場合の浸水状況は明示していません。
    - この図は、「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」の堤防を有する区間においては、危険となる水位に達した時点で破壊させ、堤防が無い区間においては溢水させたときの氾濫計算結果を基に作成したものです。
    - 氾濫計算は対象区域を25mのメッシュに分割して、これを1単位として計算しており、またこの計算メッシュの地盤高は航空レーザー測量より求めた平均地盤高を使用しています。このため地形による影響が表れていない場合があります。
    - 洪水浸水想定区域は、氾濫計算結果から計算メッシュごとの想定浸水水位を算出し、隣接する計算メッシュとの連続性や、連続盛土構造物（道路や鉄道等の盛土）を考慮して図化しています。

凡例

- 家屋倒壊等氾濫想定区域 (氾濫流)
- 市町境界
- 浸水想定区域の指定の対象となる河川

